

群馬県団体内統合宛名システム導入・運用保守等業務

企画提案に係る審査基準

1 参加資格要件審査

参加表明企業が地方自治法施行令第167条の4に該当しない等、参加資格要件の審査を行う。

2 企画提案内容の審査

参加資格要件審査を通過した事業者が群馬県団体内統合宛名システム導入・運用保守等業務委託に係る企画提案要領に基づいて提出する企画提案に対して、書面審査を実施し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉者として選定する。

3 評価にかかる配点

審査点を800点、価格評価点を400点の計1,200点満点とする。

(1) 審査点の評価項目、評価基準、配点等

①評価項目

提案書評価表のとおり。

②評価項目単位の採点

評価項目単位の採点は、提案書の記載内容により1～10点までの10段階評価とする。

10段階の評価の目安は、次のとおりとし、本県で想定している一般的な提案は5点とする。

(目安)	非常に優れている	10点
	優れている	7点
	普通である	5点
	劣っている	3点
	評価に値しない	0点

※ 提案書評価表の項目のうち、「2-7」「2-8」「2-13」「10-3」「11-1」及び「11-2」に関しては、提案内容が記載していなかった場合は、0点とする。

③評価項目単位の重み

重要度に応じて、1～3までの重みを各評価項目単位に設定する。

④評価項目点

$$\text{評価項目点} = \text{評価項目単位の採点} \times \text{重み}$$

(2) 価格評価点

以下の式で求める。なお、価格点に端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\text{評価点} = (1 - \text{提案見積総額} / \text{予算上限総額}) \times 400$$

(3) 評価決定

(1)、(2)の合計で決定する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提案見積総額が予算上限総額を超える場合
- イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 審査点が400点未満の場合